

第61回平成26年12月与謝野町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年12月3日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後0時44分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡伸明	9番	宮崎有平
2番	和田裕之	10番	塩見晋
3番	小牧義昭	11番	河邊新太郎
4番	渡邊貫治	12番	有吉正
5番	安達種雄	13番	家城功
6番	江原英樹	14番	勢籬毅
7番	伊藤幸男	15番	多田正成
8番	藤田史郎	16番	今田博文

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	奥野稔	書記	土田安子
--------	-----	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	山添藤真	代表監査委員	足立正人
副町長	和田茂	教育長	塩見定生
企画財政課長	植田弘志		
総務課長	浪江学	商工観光課長	小室光秀
岩滝地域振興課長	小池大介	農林課長	井上雅之
野田川地域振興課長	坪倉正明	教育推進課長	長島栄作
加悦地域振興課長	森岡克成	教育次長	小池信助
税務課長	秋山誠	下水道課長	西村良久
住民環境課長	朝倉進	保健課長	前田昌一
会計室長	飯澤嘉代子	福祉課長	浪江昭人
建設課長	西原正樹	水道課長	吉田達雄

5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	請願第 4号	子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、 教育諸条件の整備・充実を求める請願書 (提案～委員会付託)
日程第 5	議案第101号	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)) (提案理由説明～表決)
日程第 6	議案第102号	人権擁護委員候補者の推薦について (提案理由説明～表決)
日程第 7	議案第103号	機構改革等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (提案理由説明)
日程第 8	議案第104号	与謝野町保育の必要性の認定に関する条例の制定について (提案理由説明)
日程第 9	議案第105号	与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について (提案理由説明)
日程第10	議案第106号	町道路線の廃止について (提案理由説明)
日程第11	議案第107号	町道路線の認定について (提案理由説明)
日程第12	議案第108号	三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の 変更について (提案理由説明)
日程第13	議案第109号	災害復旧事業の施行について (提案理由説明)
日程第14	議案第110号	平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第4号) (提案理由説明)
日程第15	議案第111号	平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号) (提案理由説明)
日程第16	議案第112号	平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号) (提案理由説明)
日程第17	議案第113号	平成26年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号) (提案理由説明)
日程第18	議案第114号	平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号) (提案理由説明)
日程第19	議案第115号	平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(提案理由説明)

日程第20 議案第116号 平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(提案理由説明)

日程第21 議案第117号 平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算(第2号)

(提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (今田博文) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第61回平成26年12月定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、12月3日になりました。早いもので、ことしも残すところ、後わずかになってまいりました。

今季一番の寒気が、この地方にも襲来をいたしまして、上世屋では雪が降ったというふうなことが、きょうの新聞にも報道をされておりました。

いよいよ12枚ありましたカレンダーも最後の1枚になってまいりました。昨日の2日でございますけれども、衆議院選挙が公示をされまして、いよいよスタートをいたしました。京都では22人、第5選挙区では3人の方が立候補されまして、いよいよ慌ただしい日がやってまいります。

しかし、私たちこの議会におきましては、そういったこともありますけれども、落ちついて12月議会を乗り切っていきたいというふうに思っております。私たちの議会は、16人の議員でありますけれども、もっと大きな40人、50人というふうな大きな議会になりますと、4年間の任期の中で発言されるのは数回というふうなこともあるやに聞いております。しかし、与謝野町議会におきましては、定例会ごとに多くの皆さんから一般質問の通告をいただいて、活発に議論をしていただいております。

今12月議会も14人の皆さんから発言の通告がありました。ことし最後の本会議でございます。どうか思い切り町長部局の皆さんと議論をして、ことしを締めくくっていただきたいというふうに思っております。

最初に当たりまして、一言でございますけれども、開会のご挨拶にかえさせていただきます。

ここで山添町長から挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

山添町長。

町長 (山添藤真) 皆さん、おはようございます。

暦の上では、大雪を迎え、そろそろ赤や黄色や緑の、見事に色鮮やかだった山々の紅葉も終わりが近づき、その頂から順に白雪に包まれる冠雪の季節を迎えております。

これから、いよいよ年の瀬に向かいます、何かと気ぜわしい、また、衆議院議員選挙の日程と重なる中、本日、ここに第61回平成26年12月与謝野町議会定例会の招集をお願いをいたしましたところ、今田議長はじめ議員の皆様方には、公私ともどもお忙しい中、ご参集をいただき心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本定例会におきましては、専決処分の承認案件1件、人権擁護委員候補者の推薦案件1件、機構改革などに伴う関係条例の整理に関する条例の制定をはじめ、各種条例の一部改正案件、合わせて3件、町道路線の廃止及び認定案件、合わせて2件、工事請負契約の変更案件1件、災害復旧事業の施行案件1件、一般会計補正予算(第4号)のほか、各会計補正予算7件など、都合

17件の重要案件を上程をいたしております。

特に機構改革などに伴います関係条例の整理に関する条例の制定については、去る9月定例会の全員協議会でお示しをいたしました機構改革案に沿って所要の改正を行うものでございます。

今回の機構改革案につきましては、野田川庁舎本館の閉鎖、地域振興課の廃止、三つの新たな部署の設置を基本的な考えといたしまして提案をするものでございまして、詳細につきましては、提案説明などで申し上げていきたいというふうに思いますので、十分ご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願いを申し上げます。

9月定例会以降、さまざまな取り組みをしていく中で、来年度に向けた取り組みも進んでおります。そうした中で、私思いますのは、この議場において、これからの与謝野町の未来を議論していく、そうした活発な議会でありたいというふうに思いますし、そのために私どもも精いっぱい提案をさせていただきたいというふうに思いますので、皆様方からも一般質問などにおきまして、来年度に向けた、あるいは未来をつくっていく中での、ご提案をいただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、町を取り巻く経済環境につきましては、まだまだ厳しい状況にあります。町民の皆様方の生活をお支えしていくため、また、ともに未来をつくっていくために、引き続きの町政運営の推進に一生懸命頑張っていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方には、重ねてになりますけれども、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、本定例会に当たりましての一言とさせていただきます。

議長（今田博文） 本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告します。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、請願第4号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書ほか、17件であります。

以上、18件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第123条の規定により、11番河邊新太郎議員、12番有吉正議員、以上2名をお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から平成26年12月19日までの17日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から平成26年12月19日までの17日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げます。

最初に、総務文教厚生常任委員会の報告をお願いします。

家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） 総務文教厚生常任委員会からの報告をさせていただきます。

去る平成26年11月10日、11日に視察研修を実施させていただきました。行き先につきましては、愛知県高浜市、また、滋賀県多賀町のほうに伺いまして、愛知県高浜市では行政サービスのサービス会社の視察ということで、行政サービスの、この視察につきましては、京丹後市でも実施されております行政のサービスを民間委託によって、民間の方がかわりながら仕事をしていくという内容でございます。

業務の内容としましては、一般事務、これは役場の窓口サービスだとか、また、公共施設等の事務や運転手、栄養士の派遣、また、調理師の派遣など、公共サービスにかかわります分野で、民間でもできる仕事を地域内分権という公共施設のマネジメントに沿った中で委託をするという会社でございます。レポート、各委員さんから出ておりますが、今後の参考にしながら、また、委員会でも検討していきたいなという思いでございます。

それから、滋賀県多賀町につきましては、高齢者社会の中で、いかに高齢者の方が地域とかわってまちづくりをしていくかという視点の中で、視察に行かせていただきました。ここでは、社協の組織と、また、高齢者の取り組みとを一体化させた中で、活性化を図っていくというような中で空き家対策として、施設を利用されたりしながら、コミュニティの場を持たれ、地域を盛り上げておられました。また、多賀町ではふるさと納税にも力を入れておられ、2万円で30キロのお米を特典として贈っておられるという中で、非常にふるさと納税のほうも積極的に取り組んでおられるということでございます。

資料につきましては、また、事務局のほうに置いてございますので、ごらんいただければと思います。以上で報告を終わります。

議長（今田博文） 次に、産業建設環境常任委員会の報告をお願いします。

塩見委員長。

産業建設環境常任委員長（塩見 晋） おはようございます。

それでは、産業建設環境常任委員会の9月定例会以後の委員会活動について、3件の報告をいたします。

まず、最初は11月20日に、高知県安芸郡馬路村役場と馬路村農業協同組合の視察研修の報告を行います。馬路村は、特産品のゆずのブランド化による村おこしで全国的に知られていますが、どのようにして、ゆず加工品の全国ブランド化を築かれたのか。また、長きにわたる事業継続の方策などについて、現地で直接関係者にお話を聞きたいとの思いで、研修を計画しました。

馬路村は、高知県の東の端のほうにあり、明治22年に旧馬路村と旧魚梁瀬村が合併し、馬路村が誕生しております。周囲は1,000メートル級の山々で隔たれたところであり、高知県34市町村のうち、人口は2番目に少ない山村で、人口941人、世帯数444世帯、高齢化率が35%、面積は165平方キロであります。財政規模は平成24年度一般会計決算歳出額が20億3,105万円であります。また、この村には、国道、鉄道、信号、高等学校、学習塾、コンビニもないようであります。訪れた馬路村役場では、上治堂司村長お一人での対応で、村の歴史や現状を説明していただきました。

今日まで、町村合併の機会もあったようですが、村民の自立意識の高さから、合併協議からは離脱し、村で残ることを選択されたようでありました。現在も人口の減少は続いておりますが、交

流人口をふやす取り組みで成果を上げておられます。観光で村を訪れる方は、年間5万5,000人、通販でゆず製品を購入している方は、全国に6万1,000人、特別住民の制度での登録者8,330人などです。また、現在、村には、毎日180人ほどが村外から通勤して来られているとのことでした。

行政と村内にある農協、森林組合、観光協会などとの連携をしながら、産業の掘り起こしと振興について、また、村で生産する商品と馬路村のイメージをセットにして田舎を丸ごと販売する考え方などについて、研修をいたしました。

その次に尋ねました、馬路村農業協同組合では、ゆずの拠点の工場として、ゆずの森加工場を訪れました。ゆずの生産、加工などについて研修を行い、ここではゆずの生産、加工などについて研修を行いました。ゆず製品を全国ブランドまで育てられた、東谷望史組合長のお話が聞けるのを楽しみにしておりましたが、組合長に急遽の出張が入り、お会いすることはできませんでした。

加工工場を見学の後、取締役の山中洋一氏より説明を受け、ゆずを成果物から加工品として販売していく六次産業化を進めてこられた過程を研修をしました。また、ゆずの新植補助や大学との連携で、商品開発をした化粧品など産・学・官の連携の成果なども研修いたしました。全体として、交流人口の拡大と地元産品を相互に連携して村を発展させていく方法が成功しているのを目の当たりにして、百聞は一見にしかずの考えで帰ってまいりました。

次に、11月27日、兵庫県朝来市和田山町の南但クリーンセンターの視察研修の報告を行います。総事業費72億円をかけた南但クリーンセンターは、平成22年9月から建設工事を始め、平成25年4月から稼働している最新のコンバインド方式のごみ焼却施設であります。また、リサイクルセンターも併設されております。

与謝野町でも、宮津与謝環境組合が平成25年度に発足し、新ごみ処理施設の計画が進んでおり、計画されている施設と処理方式が同じ南但クリーンセンターの詳細について、研修しておくことが必要との委員会の決定で行ったものであります。

当日は、南但広域行政事務組合の南但クリーンセンター環境課課長、高橋好和氏より南但ごみ処理整備事業の経過や処理方式の説明を聞いた後、工場に入りました。焼却施設は、メンテナンスのため稼働しておりませんが、バイオガス発生装置や発電装置、ごみピットなどを見学しました。

施設の方式やバイオマス発電、財政的な取り組み、地元との環境保全協定など、多くのことが学べた有意義な視察研修であったと感じています。また、今回の視察は、朝倉住民環境課長にも同行していただきました。

以上、2件の視察については、参加委員全員の視察報告書をそれぞれ受け取っております。今議会の委員会で確認の後、資料とともに議会事務局に置いておきますので、参考にいただければと思います。

最後に、12月5日に町内現場視察を行いました。午前中は、商工観光課所管の施設4カ所を回りました。まず、加悦の与謝野町立染色センターでは、平成25年度事業で整備をした建物の前の舗装、屋根、外壁改修などの説明を小室課長より受けた後、担当の増田技師より施設運営の現状と課題をお聞きしました。

次に行きました旧加悦町役場では、課長より建物の老朽化と耐震化調査を考えたいとのことで、目視ではありますが2階も含め、建物内を見て回りました。ちりめん街道の中核施設として、有効活用の必要を感じました。

その次に、平林キャンプ場に徒歩で現場まで赴きました。課長より休止の状況を聞き、各施設の現状を把握してきました。現状のまま放置するのではなく、今後の方策を打ち出す時期にきているなというような思いを持ちました。

午前中、最後、道の駅シルクのまちかやでは、施設の現状と今後の展開について、課長より説明を受け、その後、全員でおいしい昼食をとらせていただきました。

午後は、農林課所管の施設2カ所と建設課所管の2カ所を回りました。最初は、金屋の茶園復旧であります。茶園を廃止し整地をして、ビニールハウスが建てられており、平成25年度事業でソフトバンクモバイルが整備をした「e-案山子」の整備状況と、利用している新規就農者杉原さんから栽培の実態や、ビニールハウス内の温度などがスマートフォンを使ってリアルタイムで知ることができるようになったなどの成果をお聞きしました。

次に、有機物供用施設に行きました。平成25年度事業で整備をしたストックヤードや施設の現状などの説明を課長より受けました。その後、建設課所管の町道岩屋川線について、今年10月より供用開始となった幾地工区について、現場で西原建設課長より説明を受けました。

最後に、上山田の嘉久屋橋の側道橋について、平成25年度で完成した現場で、ここも課長より説明を受け、歩行者や自転車通学の安全が図られるようになっていることを確認をいたしました。

今回、現場視察をした施設整備や工事については、適切に事業が進められていることを確認を委員全員でいたしました。

以上で、産業建設環境常任委員会の活動報告を終わります。

議長（今田博文） 次に、議会運営委員会の報告をお願いします。

伊藤委員長。

議会運営委員長（伊藤幸男） 私からは、去る10月から11月に開催された、議会懇談会の報告を行いたいと思います。

議会懇談会については、まだ、全体の総括まとめができておりませんが、議会運営委員会の委員長として、個人的なまとめの報告になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

正式な総括については、班ごとの集約がまとまっておりますので、後日、全議員の会議も開き、今後の議会活性化に生かす総括をつくってまいりたいと思っています。

それでは報告を行います。議会懇談会は、昨年までは全町の11カ所でテーマを決めずに行ってまいりました。今回の懇談会の場合、議会運営委員会での協議では、議会基本条例の考え方に基づいて懇談会を行うものであり、今回の場合、一つは、町長部局の町政懇談会が6～7月に実施された後であり、行政への意見、要望等々が重複する可能性があるという点です。

二つ目に、その関係で、町政の課題となっている特定のテーマを決めて実施すべきではないかということになりました。そのことから、中心テーマを学校の統廃合問題と子供の保育園、幼稚園、いわゆる国の制度改正に伴う認定こども園の問題を行うこととしました。

10月28日の第1回目は、野田川のわーくばるで学校統廃合問題、第2回目は、10月

29日ですが、岩滝の知遊館で認定こども園問題、3回目、11月6日は、加悦の元気館で学校統廃合問題の懇談会を、おのおの夜7時半から行いました。

岩滝の知遊館を認定こども園問題にしたのは、ご承知のとおり岩滝幼稚園の老朽化、耐震診断により改修、改築が急がれているためであります。

懇談会では、冒頭、今田議長からの開会の挨拶でも、意識的に懇談会の議会基本条例のもとの位置づけの趣旨も伝えていただきました。3会場では、105名もの多くの参加者をいただき、するどい指摘や疑問、数々の意見、要望、ご提案など、たくさん出され、基本的に積極的に活発な会議になったんではと考えております。また、テーマだけでなく、その他の問題でも、いろんな意見や要望とともに、大変有意義なご提案などもいただいたところであります。

しかし、その反面と申しますか、その中で、言いますのは質問や意見、ご提案の中には町当局が進めようとしている制度上の内容や、行政が抱えている詳細な情報などに関して、行政側への理解が浅かったこともあり、極めて不十分な答弁しかできなかったなどのことも生まれました。

懇談会の実施の前に、理事者側からの事前学習も行っていただいたわけですが、議会全体で十分な認識共有ができていないなどの課題もあったと思います。また、この懇談会の中心的な位置づけが広聴活動、いわゆる町民の皆さんから広く聞くという、このスタンスですが、この広聴活動であるという点をですね、いわゆる今、言った中身なんですけども、広く聞くと、この内容を議会でしっかりと政策化すると、それに基づいてするという、言うたら生かしていくということですね、今後に生かしていくという基本条例の理念を深くつかみ、具体化するという点でも、私たち議会側の構えの弱さと言いますか、不十分さもあったんではというふうに、私は深く反省をしているところです。

こうした面もありましたが、議会としては、全体として、大変貴重な体験であったと思いますし、今後の議会で、この教訓を前向きにしっかり生かしていくことが、大変重要だと考えております。

最後に、この場をおかりして、この懇談会にご参加いただいた住民の皆さんにお礼を申し上げたいというふうに思います。また、議会懇談会のみだけでなく、日ごろから積極的なご意見やご提案、気軽に議会にお寄せいただくことも、同時に与謝野町をよりよくしていくために、活性化を目指す与謝野町議会へのご理解とご協力を、以前にも増して心からお願いを申し上げて、以上で議会懇談会の報告といたします。

議長（今田博文） 次に、議会広報特別委員会の報告をお願いします。

和田委員長。

議会広報特別委員長（和田裕之） それでは、議会広報特別委員会からの視察報告をさせていただきます。

まず、当委員会では、去る10月30日と31日の2日間、視察に行かせていただきました。

1日目は、京都市の京都新聞本社ですが、同社は1879年、明治12年6月9日に初めて京都新聞というか、新聞を発行されて以来、ことして135年を迎え、現在では従業員が500人働いておられ、編集局に300人、うち記者が230人、印刷局に80人、営業が120人おられ、新聞の発行部数は、朝刊が50万部、そして、夕刊が30万部という発行の現状でございます。

新聞制作において、記者はパソコン、カメラ、携帯を携行し、会社に戻ることなく、現場から

常に記事が送られ、1日に3,000件余りの記事が送られるということで、この中から、ごくわずかな記事、これを掲載されているということであります。

コンピュータを使って編集するシステムには大きく変化をし、印刷技術も、かつては鉛活字です、これを手作業で拾って版をつくっていたと、こういう時代から大きく変わり、高速オフセットの輪転機等により、1秒間に36部の印刷ができるという、こういう時間短縮、かつ正確で美しい新聞がつけられる時代になってきているものというふうに感じております。

編集局、印刷局、発送室などを拝見させていただき、新聞が皆様のお手元に届くまでの一連の工程を視察、勉強をさせていただきました。その後、担当者からは広報紙等をつくるに当たってのポイントをご享受いただき、まず、1点目は、広報紙は情報発信だけではだめであると、つくる者と読む人の信頼関係が大切であるという点。2点目は見出しは大変重要であり、見出しは見つけ出すから見出しという、こういうことであり簡潔、正確、感動ができ、読者の目を引くものを考えていく。

3点目に、記事は5W1Hを大切に、正確性、ニュース性、簡潔性が大切であり、紙面はわかりやすく、読みやすく、美しくがモットーであり、結果、経過、補足で書き、めり張りのある紙面にするなど、多くの点を学ばせていただいたというふうにしてあります。翌日、31日の朝刊の地域欄には、当委員会が視察をさせていただいたという内容で、議員全員の写真と内容を記載をさせていただきました。

2日目は、徳島県の勝浦町議会へ視察をさせていただきました。勝浦町では、人口約5,400人であり、徳島県の南東部に位置をし、ミカン栽培が盛んな町であります。徳島市まで車で30分と、通勤域に位置するところでもあります。議員数は10名であり、広報委員だけが常任委員会として設置をされ、5名の委員で構成をされておりました。お忙しい中、大西議長をはじめ委員5名の計6人の議員で対応をさせていただきました。

特徴的な点は、まず、議会だよりの記事の中心が一般質問にあり、文字数は700から800文字、一人の議員が答弁を含めA4、1ページを使っているところでありました。これにより、年に一度も質問しない議員が減り、現在は9割の議員が質問をされているというふうにお伺いしておりました。

次に、昨年議会広報紙モニター、この制度を導入されており、各地域から10名のモニターを選任し、広報紙を配付してアンケートを実施され、年2回議場にて、議員席にモニターさん、そして、行政席に広報委員が配置をし、質疑、意見交換をするという、こういった仕組みであります。これについては当委員会も検討すべきだなというふうにしてあります。

この2日間、2カ所において視察をさせていただきましたが、全委員が大変活発に質問をし、熱心に視察し、多くのことを学べたというふうにしてあります。

今後、改善すべきところは改善し、名数確認、いわゆる名前や呼称、漢字や数字の間違いが起こらないように再度徹底をし、多くの町民の皆さんにわかりやすく、多くの方に読んでいただけるような広報紙になるよう、委員全員が全力で頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではありますが、広報委員会からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（今田博文） 続きまして、一部事務組合の報告をお願いします。

最初に、与謝野町宮津市中学校組合議会の報告をお願いします。

高岡議員。

1 番（高岡伸明） 去る11月28日に開かれました、平成26年第4回与謝野町宮津市中学校組合、いわゆる橋立中学校組合議会定例会の報告を行います。

議案第9号 橋立中学校組合の教育委員会委員の任命について、廣野雅士氏の任期満了に伴い、樋口潔氏が選ばれました。

議案第10号 平成26年度橋立中学校組合の一般会計補正予算（第1号）については、特に報告することはありません。

議案第11号 平成25年度橋立中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定について、厳しい財政状況の中、経費の抑制に努めた改良が必要となった給食配送車の進入路の改修工事費や、給食センターの負担金、就学援助費では、3年生の該当生徒に支給、修学旅行の総額が増となったことにより、昨年度より3.4%増の決算となりました。全校生徒は306人です。地区の内訳は、岩滝地区194人、府中地区55人、吉津地区57人でした。教職員数は30名です。学年別生徒数は1年生94人、2年生97人、3年生が115人でした。

3年生は、少人数学級を実施し、4学級としています。今年度は、京都府から土曜教育実践研究指定校に認定され、土曜日を活用した教育活動を年間6回実施しています。

2年生は、京の子ども夢・未来体験活動推進事業として、府の補助金を受け46の事業所で職場体験活動を実施されました。

なお、町史の分担金は、学校施設整備費分、給食センターの分担金分、就学援助費も含めて前年度より217万4,222円の増額でした。年度末に日置中学校生徒の受け入れ準備を行い、スムーズな移行に努められたようです。

監査代表より過去の決算審査、例月出納検査等において、指摘意見を述べたことについて、誠実かつ適切に改善しようとする姿勢が伺える。日常の学校管理において、経常経費の支出を抑え、無駄を省こうとする創意工夫のあとが見られ、評価したいとの審査意見でありました。

決算質疑では、一人だけでしたが、子供の貧困についての対応問題や、橋中が土曜教育実践研究指定校になったことなどから、教職員の勤務時間と待遇の問題などの改善対応を求める提案が出されました。

なお、これらの資料については、議会事務局にもあると思いますので、見ていただければと思います。

これで、平成26年度第4回与謝野町宮津市中学校組合議会定例会の報告を終わります。

議長（今田博文） 次に、宮津与謝消防組合議会の報告をお願いします。

勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） 宮津与謝消防組合、平成26年第3回定例会が10月24日開催をされ、出席いたしましたので、ご報告をいたします。

この議会では、報告1件、条例の制定1件、条例改正1件、平成25年度の一般会計歳入歳出決算の認定について、平成26年度補正予算（第1号）公平委員会委員の選任案件が上程をされました。全議案、全員賛成で、原案どおり可決いたしました。

条例制定は、消防組合職員の再任用に関する条例で、既に本町でも条例化されておりますように、平成25年度以降、公的年金における給料比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の継続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ、職員の能力を十分活用することを目的に、定年退職者を再任用するためのものであります。

平成25年度の決算につきましては、歳入決算額9億6,701万9,756円、歳出決算額9億4,662万4,460円、差引残高は2,039万5,296円、当年度実質収支2,039万5,296円から前年度実質収支2,410万6,097円を差し引いた単年度収支は371万801円の赤字となっています。

なお、消防組合債の平成25年度末現在高は1億9,247万575円であります。平成25年度における与謝野町の負担金は4億1,930万円であり、全体の49.36%となっています。

歳出の主なものは、人件費を除きまして、本署で老朽化が課題となっておりました消防工作車と宮津分署に消防司令車を導入したものが主なものです。

補正予算につきましては、消防救急デジタル無線整備を行うものですが、国庫補助金の交付決定によりまして、予算の組みかえをするもので、消防債を減額し、構成市町の分担金を増額するもので、総額で8,820万5,000円減額するものであります。

なお、平成25年度の火災発生件数は21件、建物12件、車両火災1件、その他8件となっています。対前年度比では11件の減となっています。救急出動件数は2,179件、前年より112件の減少、与謝野町は962件との報告であります。

また、平成26年4月1日からホテル、旅館等に対する表示制度の受け付け、及び審査が開始されています。これは、ホテル、旅館等の申請に基づき、消防署が審査した結果、基準に適合していると認められた建物に対して、消防署から表示マークが交付されているものであります。

与謝野町の対象は3施設であります。その他として、条例に基づく喫煙、たき火等の制限指定地域の指定対象として、京都府指定文化財である加悦の天満神社が指定されていますが、平成26年度で屋内、屋外に制札が設置される予定となっております。

以上、宮津与謝消防組合議会の報告とさせていただきます。

議長（今田博文） 次に、宮津与謝環境組合議会の報告をお願いします。

多田議員。

15番（多田正成） それでは、宮津与謝環境組合議会の報告をさせていただきます。

平成26年10月22日、第4回宮津与謝環境組合議会定例会が開催されました。

議題といたしましては、会期の日程について、当日1日間と決定いたしました。

次に、議案第4号 平成25年度の環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

まず、決算の概要を簡単に報告をさせていただきます。歳入の総額から言いますと、歳入歳額が9,422万4,608円、歳出の総額ですが、支出済額9,140万6,590円、歳入歳出差引残額が281万8,018円となりました。

歳入の総額のうち、分担金は6,135万9,000円で65.1%を占めています。一方歳出では、人件費が748万5,000円、8.2%、物件費は784万4,000円、8.6%

であります。投資的経費が5,242万6,000円で57.4%となっています。主な質疑内容ですが、事業方式のDBO方式、公設民営について議決のあり方の質疑、次に処理方式、ストリーカ方式プラス、バイオガス化方式についてのバイオガスに関連したFIT制度の売電についての質疑、次に委員謝礼、給与、負担金について、また、組合職員人事の内容についても質疑されました。

以上、採決の結果であります。賛成多数で可決いたしました。

次に、議会終了後、引き続き全員協議会が開催されまして、ごみ処理施設整備にかかわる進捗状況についての報告事項であります。

まず1点目は、地元の説明会の開催状況であります。9月19日に須津地区と住民説明会、10月10日には須津地区対策委員会役員との意見交換、与謝野町では9月25日に石川地区役員への説明会、10月9日には堂谷地区全体集会在開催されております。

2点目は、DBO方式とアドバイザー業務についてであります。

一つ目のDBO方式の説明、二つ目には、アドバイザー業務の内容、三つ目にアドバイザー業務の入札と入札残による土地鑑定評価業務、補償調査業務の内容であります。

四つ目には、今後のスケジュールについての報告でありました。

まず、3点目は、用地取得等にかかわる予算措置であります。2月定例会で平成26年度補正で予算計上したいとの意向でありました。

次に、先ほど言いました2点目のアドバイザー業務の概要について報告しておきます。

PFI的手法のDBO事業方式で進める場合、金融、法務、技術全般の専門知識が必要となるため、アドバイザーからのアドバイスや支援を受けながら、実施方針の策定から事業者の報酬、事業者決定までの必要な資料づくりを行うための業務であります。

内容としましては、事業実施方針の策定、特定事業の評価選定、民間事業者の募集条件の検討と募集資料、質問回答の作成、事業者提案審査支援、事業者選定委員会の運営支援、事業者契約締結支援などの業務を行われるということでありました。

以上、簡単ですが宮津与謝環境組合からの報告といたします。

議長（今田博文） それでは、最後に私のほうから議長報告を行います。

11月12日、東京のNHKホールにおきまして、全国町村議長大会がございました。その報告を簡単に申し上げたいというふうに思います。

国に対して要望でありますとか、あるいは決議、あるいは特別決議というのがたくさんあったわけですが、主なものだけ、こういう決議があったということだけ申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目ですけれども、東日本からの復興及び大規模災害対策の確立。

二つ目が、道州制阻止と、分権型社会の実現。

三つ目が、町村財政の強化。

四つ目が、議会の機能の強化。

五つ目が、農村水産業振興対策の強化。

六つ目が、少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化、ほかにもたくさん、豪雪の関係でありますとか、いろいろあったんですけれども、主なものだけ申し上げまして、全ての要望決議、

特別決議は全会一致で採択をされました。

次に、東京大学の大森彌先生の講演がございました。演題につきましては、「日本の将来、農山村と都市の共生」と、このことについて1時間半ほど講演を聞かせていただきました。

今、非常にニュースになっております人口減少社会についてでございます。人口減少については、長期間のスパンで見ることが必要であると。日本の人口は、2010年に1億2,806万人でありましたが、このまま何もしないと2100年には4,950万人になるということでございますと、人口が5,000万人を切ると、社会システムの維持というのが非常に難しくなってくるというふうなことでございました。

この人口減少の原因につきましては、未婚率が多い、晩婚化が原因ということでございます。それから、今、国でも地方創生ということで力を入れていただいておりますけれども、この地方創生の目的というのは、人口減少に立ち向かうことだと、これをなし遂げるには、やはり半世紀ぐらひはかかるのではないかとというふうな大森先生のお話でございました。

それから、その人口減少の関係で、増田レポートというふうな一般的には言われておりますけれども、この増田レポートが言わないことというふうなことで、先生からお話がありました。

増田レポートでは、市町村が消滅するというふうなことがあるわけでございますけれども、人口が減少しても自治体というのは消滅はしませんというふうなお話をおっしゃってございました。

そして、私たちが、今のその減少社会を踏まえて、その将来を見据え人口ビジョンをつくるということが非常に大事になってくると。この人口ビジョンというのは、人任せではなくして、自分たちで戦略を立てて、やはり自分たちでつくっていく、自分たちの将来は自分たちで決めると、このことが非常に大事であるというふうにおっしゃってございました。それから、国は、このことに財源手当をしっかりとやるべきだということでもあります。

それから、このいわゆる地方創生がうまくいかない閉塞社会になってきますと、必ずまた、道州制という話が出てくると、この道州制を阻止するには、やはりこの地方創生をやり抜くと、これをやり抜かなければ、また、道州制の議論というのは必ず出てくるということでございます。皆さん、そういうことにならないように、それぞれの地域に返って一生懸命頑張ってくださいと、こういうふうなエールをいただきました。

それから、次11月13日、議長大会の次の日でございますけれども、京都府の議長会で管外研修というのがございます。ことしは長野県の南箕輪村というところに行かせていただきました。この南箕輪村というのは、中央自動車道の伊那インターチェンジの近くに位置する村でございます。ここの村は、人口が平成2年には1万660人でございましたけれども、現在は1万5,027人、4,361人の増加となったということでございます。

この村は、長野県下で唯一人口がふえている村であるというふうにお聞かせいただきました。保育園が5園、小学校が2校、中学校が1校、大学がございます。信州大学でございますけれども、こういった保育園、小・中の子供や児童数がふえていく中で、なかなか、その対応が追いついていかないと、私たちの町から考えると、非常にうらやましいようなお話をしておられました。この村は、議会活性化で全国町村の議会特別表彰を受けておられます。この議会活性化の取り組みについて、簡単に報告をさせていただきたいというふうにお思いますけれども、平成23年6月に活性化特別委員会を設置をされました。その後、町内の18団体と懇談会を実施をされまして、

その後に議会基本条例を制定をされておるといふような形で活性化に取り組んでおられます。

その一つでございますけれども、よりスピーディな議会へというふうな位置づけで頑張っておられます。議会懇談会において、住民の皆さんから議会の動きが遅い、そして、懇談会の意見をどう処理しているのか、こういう指摘があったそうでございます。

このことを踏まえまして、新たに委員長会議を設置をしたということでございます。この委員長会議の役割というのは、意見、要望がございますけれども、これをマニュアルに沿って、各委員会に振り分け、できるだけ早く住民にフィードバックができるように調整をすると、これが一つです。

もう一つは、議会基本条例に沿った活動となっているのかどうか、これをチェックしていく、これが委員長会議だそうでございます。

それから、より開かれた議会に向けてということで取り組みをされております。これも懇談会の指摘を踏まえて、議会や議員の活動がよくわからない。あるいは閉鎖的であるというふうな指摘を受けておられます。

そこで、新たに情報委員会を設置をしておられました。この情報委員会の役割というのは、議会ホームページの充実、新聞やケーブルテレビの活用、本会議のテレビ中継とインターネットの動画配信、それから、一般質問で、誰がいつ質問するかわかるように、半日当たりの質問人数を3人に固定をされております。そして、これを携帯電話のメールで配信をされております。

この、今、申し上げました中で新聞やケーブルテレビの活用というのがあるんですが、この新聞というのは、どのように活用されていますかというふうに、私、お聞きをしたんですが、議会の情報を全て新聞社に流すと、そうすると新聞社のほうから、このことはいつあるんですか、この内容はなんですかというふうなことの、必ず、その返事が返ってくる。そして、取材に来ていただいて、新聞に載せていただくというふうなことを頑張っておられました。

確かに、情報発信としては、素晴らしいことだなというふうに思っております、うちの議会でも取り組めないかなというふうなことを、そのときに私も思っておりました。

それから、次に、さらなる議会活性化に向けてということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、人口がふえております。この人口がふえる中で、この議会は10人の議員であるわけですが、その10人の議員で住民の意見がしっかりと聞いていけるのかと。それから、若者や女性、転入者の声を、どのように聞いていくのか。

それから、議会基本条例に沿った活動となっているのか、検証をしていかなければならない。これが、これからの大きな課題であるというふうに聞かせていただきました。

以上、簡単ですが、議長大会と、それから京都府の管外視察について、ご報告をさせていただきます。

最後に、テレビをごらんの皆様、そして、町民の皆様におわびを申し上げたいというふうに思っております。

議会だよりの第34号、もう皆さんのお手元に配付をされているというふうに思いますけれども、その4ページでございます、財政、ここが知りたいという見出しの中で、地方交付税の解説をした文書が掲載をしております。この中で、地方交付税を一人当たり2億3,788万1,123円と、このように記載をしておりましたけれども、正しくは23万7,881円、大

きな誤りをしてしまいました。大変申しわけなく、皆さんにご迷惑をおかけをいたしました。今後は、こういった間違いがないように、編集委員一同、そして、私も発行責任者になっておりますので、十分チェックをしながら、今後は発行していきたいというふうに思っておりますので、どうかご容赦をいただきたいというふうに思っております。まことに申しわけありませんでした。

以上で、終わらせていただきます。

議長（今田博文） ここで和田副町長より発言を申し出がありますので、これを許可します。

和田副町長。

副町長（和田 茂） 貴重な時間をいただきまして、去る10月14日、15日の臨時議会で提案をさせていただきました、与謝野町立加悦中学校改築工事の請負契約の締結について、勢箴議員よりいただきました質疑について、そのとき十分ご説明がさせていただけなかったということがございました。

その内容は、加悦中学校の改築工事の請負契約案件には、直接は関係はないわけですが、本工事の入札参加業者であります株式会社安藤ハザマが中部地方整備局の指名停止処分を受けていたことに関するものでして、その際に、詳細がわかりませんでした関係で、その後、調査をさせていただきました。株式会社安藤ハザマが中部地方整備局の指名停止を受けましたのは事実でございまして、その期間は本年の8月8日から同9月7日までの1カ月間というものでございました。

指名停止処分の理由としましては、業務に関して不正、または不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適切という内容で、そのことが認められたということで、地方整備局が指名停止を行ったようでございます。

内容、相手方が不適切ということで、指名停止を受けたわけですが、この時点では既に時効等が成立をしております、逮捕者等は出ていないということですが、内容は贈賄行為ということでございました。

このことを踏まえて、今回の案件を整理してみますと、株式会社安藤ハザマの指名停止の期間が、本年の9月7日までということになっておりまして、一方、安藤ハザマ・川見建設特定建設工事共同企業体が加悦中学校改築工事の入札参加申請書を提出しましたが、9月12日ということでございます。

9月7日で指名停止の期間が終わっておりまして、その後の12日に入札参加申請書が提出されたということで加悦中学校改築工事の入札参加事務手続としましては、何ら問題はなかったというふうに考えております。

しかしながら、今回、この件に関しましては、今後の情報収集を含めた確認作業の重要性を改めて認識することになりましたので、今後の教訓として生かしてまいりたいというふうに思っております。

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。

議長（今田博文） ここで10時50分まで休憩します。

（休憩 午前10時36分）

（再開 午前10時50分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、高岡議員から発言の申し出がありますので、これを許可します。

高岡議員。

- 1 番（高岡伸明） 先ほど報告いたしました橋立中学校組合議会定例会の報告で、中学校の生徒の人数、1年生94人のところを49人というふうに見間違えてしまいました。おわびして訂正いたします。以上です。

議長（今田博文） 次に、日程第4 請願第4号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） それでは、請願の趣旨説明の前に、私からも、高岡議員に続いて訂正を申し上げたいと思っています。

先ほどの諸般の報告で、懇談会の中の項目だったんですが、中ほどに岩滝保育所の老朽化、耐震診断によりという言い方をさせてもらったと思うんですが、これは岩滝保育所でなく、岩滝幼稚園ということをお願いしたいと思っています。申しわけありません、ありがとうございました。

それでは、請願について入りたいと思っています。

子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書についての趣旨説明を行いたいと思います。案分を読み上げながら、後でちょっと補足したいと思っています。

私たちは、未来を担う子供たちの健やかな成長と、発展を心から願っています。

子供たちが健やかな成長と、発展をしていくための行き届いた教育を前進させる施策の推進と大幅な教育校予算の増額を求めるものです。

日本の子供たちの相対的な貧困率は、現在OECD35の国の中で、5番目に高い貧困率となっています。日本の国では6人に1人が相対的な貧困と言われています。

長引く経済の停滞の中で、この地方の子供たちの中にも、社会において当たり前と思われることができない生活水準の子供たちがふえてきています。

子供の貧困は、健やかな成長、能力を力いっぱい伸ばす、幸せに生きていくことに対して大きな壁となっています。親の経済状況や家庭環境にかかわらず、全ての子供に、幸せで、健全な発育、豊かな成長の場、充実した教育の機会が与えられることは、子供一人ひとりが持っている基本的な権利です。この権利を保障するのは社会の責任でもあります。

私たちは、子供たちが次代を担うものとして大切にされ、それぞれが持っている潜在的な能力を鍛え高め、世の中の発展に大いに寄与してくれることを期待しています。

20年、30年後の社会を見据え「どの子にも豊かな教育が保障される」ために、教育費の一層の増額が必要です。

趣旨をご理解いただき、以上の請願事項を実現していただくようお願いいたします。

請願事項

1 豊かな学校教育を進めていくために学校に関する予算を増額するとともに、直接子供にかかわる分野により充実させてください。

2 児童・生徒が使用する教室の空調設備の設置を急いでください。

以上が、請願の内容であります。

補足を3点ほどしておきたいと思っております。

一つは、日本の子供の貧困率は、この請願では書かれておりませんが、過去最高の2012年の数字ですが、16.3%になりました。この間の経過で見ますと、ご承知の方もありますが、3年ごとに、これはOECDで公式発表するんですけども、現在でもどんどん広がっているというのが、これ以上広がってきているというのが現状だと認識しております。

それから、もう1点は昨年、いわゆる2013年8月1日から、生活保護基準の引き下げが強行されました。今回の、その基準引き下げというのは、3年間で最大10%にも達し、戦後最大の歴史的な大改悪になっているという点です。同時に子供が多い世帯ほど削減額が大きくなり、子供の貧困にも拍車がかかる現象が、既に、いろいろと出ているという点です。

詳細は、また後ほどあれですが、それから、もう1点は、もう1点というのか、まとめのような、あれになりますけれども、経済的理由による子供の貧困問題というのは、この間、多くの教育研究者などから非常に指摘をされておまして、これによりますと、教育の格差と、そして、心と体の成長の格差を生み出して、そして、作り出しているということが専門家の方々からは指摘されています。ですから、非常に子供の貧困の問題というのは、非常に大きな問題があるということでもあります。

以上で、簡単ですが、趣旨説明を終わります。

議長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢箴議員。

14番（勢箴 毅） それでは、紹介議員に質問をします。

これおっしゃっておることはよくわかるんです。まず初めにお伺いするのは、今、18歳の壁ということがよく言われておるんですが、これについて紹介議員は、どのように認識されておりますか。

議長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時02分）

（再開 午前11時02分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ会議を再開します。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 先ほど、18歳の壁についての、どういう認識かというお尋ねだとは思いますが、私は、残念ながら勉強しておりませんで、10歳の壁とか14歳の壁というのは、以前はありましたけれども、18歳の壁というのは新しいというか、耳なれない話ですので、申しわけありません、わかりません。

議長（今田博文） 勢箴議員。

14番（勢箴 毅） 私が紹介議員にお尋ねしたかったのは、ここでおっしゃっておることは、OECDの話はね、これ国レベルの話なんです。裏見たらですな、こういう、実際のことをやってほしいというんですけども、どうも表と裏とが乖離してないのかなと思おまして、実際に、国レベルで、これまでも伊藤議員がおっしゃっておりました、例えばね、表側の要望でいきますと、こ

これは奨学資金の問題とか、そういう問題が出てこんなと私は思ってたんですよ。ところがこれ見たら、どうもこれ一体化してないなという気がするんですが、その辺は紹介議員はどうです。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私も、その感がありまして、今、質問者がおっしゃるように、かなり従来の請願と大きく的が絞られてきたということなんですね。前は7～8項目ありましたので、それを随時、この何年も何年も合併以来、続けて出しておりましたけども、今回は今、言ったように2点に絞ったということです。

私も別に事前に相談を受けたわけではなくて、直前に、こういう文書で請願したいのでお願いしますということでしたので、そこでもちょっと言っていたんですが、それはともかく、既にでき上がったもので、時間がありませんでしたので、あれでしたんですが。

確かに、ご指摘のように、そういう側面はないではありません。ただ、別に、そのことで、あれはないんですが、就学援助とか、いろんな問題は、今までも取り上げてきましたし、プールだとかいろいろありましたけども、これらは今回は的を絞ったと言いますか、そういうニュアンスで請願されたようです。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） この辺の話は、内閣府の検討委員会でも、いろいろされていると、こういう認識を持っているんですが、どうも、この前段を読みますと、いわゆる貧困対策と、このことについて、私はおっしゃっておると思っております、生活保護の話も出ましたし、どうもぴたっとこんなと、こういうことで質問をいたしました。18歳の壁については、ぜひ、これ非常に重要な部分ですから、紹介議員に勉強しといていただきたいと、このようにお願いしておきます。

終わります。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今いい機会ですので、私も、もう少し述べたいと思っているんですが、18歳の壁問題は、ぜひ、それは研究していきたいというふうに思っています。

それから、内閣府の協議という話が今、質問の中にありましたが、実はご存じのように、子供の貧困対策の法案が、関連の法案が通っているんですけども、去年の初めごろだったですか、全会一致で通ったんですが、そのことの具体化が一向に見えてこないということですので、内閣府も頑張っておられるんでしょうけども、いろいろな問題点は含んでたんですけども、しかし、政府自身も、今の子供の貧困問題については、基本的に必要なんだという考え方のもとで、そういう子供に対する対策を強めようということで法制化されたということはあるんです。そのことについて、大いに期待はしているんですが、なかなか遅いと、対応がというふうに思っています。以上です。

1 4 番（勢簀 毅） 終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、質問をさせていただきます。

請願書が出てまいりましたので、私も一通り目を通させていただいたんですけども、今、勢簀議員のほうから質問がありましたのと同じような意見でございます。

まず、この請願内容の中で提案議員は、こういったところに論点があるというふうに考えておられますか。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私の見解を求められていることですが、正確には私の答える義務は別にないわけですが、ただ、請願書にかかわっている、その角度から見ますと、今、質問の内容については、どう考えるかということですが、この間、どういいますかね、先ほど言いましたように、合併以来、毎年、毎年、この請願が出ておまして、議会の中からも毎年、毎年出して、どうだいというような質問が、たびたびたびたび、毎度と言ったほうがいいですが、ありました。

ただ、ここで言う趣旨というのは、今、この町の努力が、どうこうとか、この町が努力して、してないという問題じゃなくて、国も府も含めて、全国的な課題が冒頭には書かれています。ですから、ここが私の理解では、本町の場合は、議員もご承知のとおり、所得が非常に低い町だということ、一層の影響が、そのことへの、子供たちへの影響が非常に大きいと。特に、先ほどちょっと申し上げましたが、いわゆる生活保護基準の改定の問題でも、その直撃、一番大きな被害をこうむるのが母子家庭、ひとり親世帯が非常に大きな被害をこうむるということです。

現実的に、その世代が、所得の面でも非常に厳しい状況を迎えていて、子供にも少なからず影響を与えていると考えています、そういう認識です。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） おっしゃることはよくわかるんですけども、この与謝野町議会に対して請願をされたということであろうと思いますので、与謝野町議会の、いわゆる与謝野町民の子供たちが、どれだけの貧困率でもって、そして、何を要求をされてくるのかということが、この請願事項の中に1、2というふうにございますけれども、それが余りにも抽象的であって、これ自体が与謝野町議会に対することよりも、国会のほうへ出される内容なのかもしれないのかなというふうに推察をするわけでございます。

私もあまり読んでいないんですけど、議員必携によりますと、請願の内容につきまして、審査をする方向としましては、願意が妥当である、また、実現可能性がある、そしてさらには町村の権限、議会の権限事項に関する事項であるということが明確に示されておりまして、そういったことを鑑みますと、例えば、この請願事項の中に、例えば2番目の児童・生徒が使用する教室の空調設備、これが与謝野町立小学校でありますとか、岩滝小学校でありますとか、具体性があるとなれば、それを検討していくということが考えられるのかなというふうに、私は考えておるんですけども、提案議員のほうの意見をお聞かせをいただきたいと思います。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ご指摘は、私、正直言って、もっともだと思います。

ただ、請願者というのは、多くの場合、議会のシステムとか、今ね、運用で、ここここは明確にしておいたほうがいいみたいな話は、なかなか請願人にとっては、なかなかね、体験がないわけですから、それは請願書の書式、形からいうたらどうか言われたときには、私は、そう思いますけれども、請願者に、これはこうしなさいという書き直すような時間もなかったということもありましたので、それをお許し願いたいというふうに思っています。

それから、先ほどご指摘のように、抽象的な面があるという表現があります。確かに、そんな

んですが、しかし、よくよく見ていただいたらわかると思うんですけども、私、2番の空調設備の設置というのは明確だと、ただ、より具体的に今、議員がおっしゃるような、どこの、何学年の、どこの学校のという点では示しておりません。それは私自身がちょっとお答えしますと、簡単に言いますと、概要は小牧議員も、ご承知だと思いますけども、委員会でしたので。旧町の加悦、旧町の加悦町当時ですね、最後の合併の前だったんですが、年次計画で小中学校のクーラーをつけるという方向で、議会でも報告され、6年生だけは、中三だったかな、6年生だったと思いますけども、6年生のクラスだけは、そうだったように思うんですけど、ちょっと間違っていたら、ごめんなさい。高学年から随時やっていくということですね、されたんです。ですから、加悦の地域の、そのクラスだけですね、最高学年の、そのところが1年やったきりで、合併で全部潰れたという経験がありまして、野田川や岩滝では、こういうことがありませんでしたという理解をしています。以上です。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） はい、終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。
家城議員。

13番（家城 功） 大体、勢簀議員、小牧議員のほうから質問がありまして、私も同じ考えで、大体のことは聞いていただいたんですが、一つ、この請願事項の内容と趣旨とが若干ずれがあるというのは、私も同じ思いの中で、この豊かな教育を進めていくために学校に関する予算の増額というようなことが出ておりますが、現在、与謝野町の予算額と、また、全国比、また、京都府の対比、近隣等々のデータ、資料等は議員のほうは取り寄せて、きちんと把握されておるのでしょうか。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 全くしておりませんし、準備をしておりませんので、私のところには今の段階ではありません。必要であれば調べる予定はしていますけれども。

議長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） 私も教育に関しましては、議員になりましてから、いろいろと勉強もさせていただいておりますが、当町の教育費において、決して他の地域、また、県、全国比におきましても、そんなに劣っているとは、私は思っておりませんし、さらに充実を図るという部分の意味がちょっと理解ができない。その思いがございます。そういった中で先日も学校の先生の集いの中で、議員も出席されておりましたが、高知県のある小学校は、町が全面にお金を出して、こういう施策をされていますとか、こういう教育をされていますとかというような会議をされておまして、私も出席させていただいて、意見を述べさせていただいたんですが、お金をかけるだけが教育ではないのではないかなという思いが非常に、その会議を通して感じております。もっともっと、この地域を活用した中で自然豊かな山や海、川がある中で、もっともっと、お金をかけなくても、子供たちが伸び伸びと育っていく教育もしていく必要がないかなというような中で、この予算の増額だけをこだわられる理由というのが、あまり見えてこないんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) 今、質問があったのは、私の理解では2点あったのではないかというふうに思っています。一つは町の教育予算が、ほかと劣っているかどうかという比較の問題ですね、これについては、私は比較論でものを考える。結論から言うとね、この町は、この地域でいえば、決して少ないほうではないと、比較でいえば。しかし、物事は教育を見る場合にね、学校教育を見る場合に、じゃあ憲法でうたわれた無償化の話は、教育費の無償問題はどうかと、それはあくまでも目標でもあります、しかし、それから、もう半世紀以上もたっているんですね。それもほとんどの政権が自民党ですよ、しかし、その政権では残念ながらできない。しかし、流れとしては、前政権の民主党政権で高等学校の無償化問題が、そこに触れたわけですね、流れとしては、先ほど議員が質問があったように、全国の自治体の中でもかなりの、かなりという言い方はおかしいですが、教育の無償化を打ち出しているところが幾つか出てきています。

それから、教育の中でも大きな負担になっているのが、給食費の負担、これも無料化しているところが幾つか出てきています。それから、教育費そのものもする、そういう無償にしようと、基本的にね。そういう町もですね、ここへ来てちょこちょこふえているように、私は理解しています。これが一つですね。

それから、もう一つは、もう一つの点というのは、金をかけて教育、金だけが教育じゃないと、金をかけることだけがという指摘だと思うんですけども、私は基本的に、先ほど冒頭で申し上げましたが、多くの研究者や、いろんなデータをとっている学者が、教育学者がおられるんですけども、その人の文書なんかを見ていると、明らかに貧富の差が教育格差をつくっていると、学力も含めて差をつくっているという統計は幾つも出ているようです。私も詳細な、今、数字を持っておりませんが、ですから、基本的な考え方としては、努力の問題としてはわかりますよ、そういう努力をもっと続けという家城議員の指摘はわかりますが、それは努力の一つであって、大もとは教育予算を充実させるということが、結果的に教育力まで含めて、いろんな教育の、人間的成長を促す大きな土台になるということは間違いないと思っています。

議長 (今田博文) 家城議員。

1 3 番 (家城 功) この場で政策論争をどうのこうのという思いはございませんので、ただ、無償化とあって、全てがただになるというような考え方で教育ということを考えるというのは、ちょっと筋違いかかと、やはり必要なものは必要であるし、そういった中で取り組んでいただきたい。

空調にしましても、例えば、教育費の増額にしましても、やはり比較どうのこうのじゃなしに、我が町として子供たちが、どういう教育を受けるのかというようなところが全く、この請願からはなかなか見受けられないかなという思いがあります。また、委員会のほうで、いろいろと議論をさせていただきたいと思いますが、いま一度、そういったデータも含めまして、また、空調に関しましても全国的に府内、また、近隣の比較も資料として出していただければ、より議論ができるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長 (今田博文) 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) 幾つか、今の質問で、答弁を求められたわけではありませんけども、幾つか、ちょっと感じた点を忘れんうちに、ちょっと言いますと、一つはクーラーの設置状況とかいうのが、よそはどうかというような実情も調べてという話がありました。もちろん、トップのほうは知っていると思いますけども、クーラーの問題は今から3～4年前だと思うんですけども、赤松

文教厚生常任委員長がおられた当時です。学校回りをしようという提案もしまして、ずっと回りました。このときに、この新しい改選になってから行ってないと思いますが、いわゆる現場の声は非常に深刻だと、一つは考え方に、僕らにずれがあったのは、夏休みについて、夏休みというのは生徒は来ないと思っていたんです。もちろんクラブとかあるということは知っていましたが、しかし、正確に見ると、夏休みの中でも、いわゆる補助事業というんですか、補足事業というのか、僕は専門的にわかりませんが、そういう事業でたびたびやっぱりクラスの中に来て、学校に来て、それで学習するという実態も、かなり明らかになって、クーラーは避けられないと、30度を超すというのが連日的にあるわけでしょう。僕らの時代からいうと、30度なんていうのは、あって一日か、二日みたいな時代でしたよ。しかし、今は、もうずっとですよ、この状態で勉強ができるのかと言われると、それは大変だと思いますよ。

そういう点があるので、どこがついているか、ついていないかというよりも、この町の教育に対する姿勢が、私は非常に大事なんだというふうに思いますけど、ちょっと今、思いついたのは、その点です。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） これにて質疑を終結します。

紹介議員、自席にお帰りください。

お諮りします。

本請願は、総務文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第101号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第101号の平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

この補正は、11月21日付で専決処分をしたものでございます。今回の専決処分につきましては、去る11月21日に衆議院が解散されたことに伴い12月2日公示、12月14日を投開票日として、第47回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなり、直ちに選挙準備に取りかかることとし、そのための予算計上が早急に必要になりましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算の詳細について、ご説明を申し上げます。12、13ページの歳出をお開き願います。第2款総務費、第4項選挙費、第3目衆議院議員選挙費で、衆議院議員総選挙事業を総額で1,531万3,000円追加をいたしております。選挙準備経費、期日前投票にかかる経費、投開票にかかる経費など、選挙にかかる全ての経費を追加しております。

第14款予備費は2,000円減額をし、調整をいたしております。

次に、歳入について、ご説明を申し上げます。10、11ページをお開き願います。第14款府支出金、第3項委託金、第1目総務費委託金、第3節選挙費委託金で、衆議院議員選挙委託金を1,531万1,000円、追加をいたしております。

以上が、平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

以上、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第101号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第101号 専決処分承認を求めることについて（平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第6 議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案の理由をご説明申し上げます。

与謝野町では現在、11名の人権擁護委員にお世話になっておりまして、任期は3年で議会の意見を聞いて、町長が推薦をし、法務大臣が委嘱することとなっております。現在、委員をお世話になっております明石英佐子氏の任期が平成27年3月31日をもって満了となるため、その後任の委員に、人格高潔でありまして、最適任者として土田清司氏を推薦いたしたくご提案を申し上げます。法務大臣の委嘱手続に時間を要するため、3月議会での審議をしていただくことでは、時間的な猶予がないことから、本議会に提案をさせていただいたものでございます。よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認め、議案第102号を採決します。

本案は、原案の候補者を最適者と推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(今田博文) ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第7 議案第103号 機構改革等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第103号 機構改革等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由をご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、去る9月定例会の全員協議会でお示しをいたしました機構改革案に沿って所要の改正を行うものでございます。今回の機構改革につきましては、野田川庁舎本館の閉鎖、地域振興課の廃止、三つの新たな部署の設置を基本的な考え方といたしております。

野田川庁舎本館の閉鎖につきましては、平成24年11月に庁舎統合検討委員会からの答申に基づき、実行をしていくものでございます。これに伴いまして、税務課は加悦庁舎へ住民環境課は野田川庁舎北庁舎へ移動したいと考えております。これによりまして、税務、福祉、保健部門を同じ庁舎に配置をしていくことでワンストップサービスが可能になるのではないかとというふうに考えております。

また、地域振興課は合併以来、分庁舎制をとり、その庁舎にない部署の業務を補完するとともに、住民窓口としての機能を果たしていくよう設置を志してまいりましたが、今回、その業務を整理をした上で、野田川北庁舎に配置をいたします住民環境課に引き続き住民窓口機能を継承するための住民係を設置をして対応していきたいと考えております。

なお、この住民係の配置につきましては、住民環境課つきの職員とし、本庁舎住民係、加悦庁舎の住民係として各庁舎に配置をしていきたいと考えております。さらに三つの部署を新設していきたいと考えておまして、その一つは安心・安全なまちづくりを、さらに推進をしていくため、これまで総務課が所管をしておりました消防、防災、防犯、交通安全に関する業務を独立をして、防災安全課を本庁舎に、また、与謝野町の将来を担う子供たちの育成や子ども・子育て世代を強力にバックアップできる体制を整えていくべく福祉課、保健課、教育委員会が持つ子育てに関する業務を集約をさせた子育て応援課を加悦庁舎に、そして、加悦地域振興課の廃止に伴いCATV業務を担当する部署としてCATVセンターを加悦庁舎に配置をしていきたいと考えております。

以上のとおり野田川庁舎本館の廃止、各地域振興課の廃止及び三つの部署の新設の三つを基本に考えておまして、本条例は、それに伴う関係条例の一部改正を一括して行うものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長(今田博文) 植田企画財政課長。

企画財政課長(植田弘志) それでは、議案第103号 機構改革等に伴う関係条例の整理に関する条例

の詳細につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

本条例制定の趣旨としましては、先ほど、山添町長が申し上げました機構改革案に基づきまして防災安全課、子育て応援課、CATVセンターの新設、各地域振興課の廃止、並びに住民環境課住民係の配置等により所要の改正を行うものでございます。

議案資料の2ページ、新旧対照表をお開きいただきたいというふうに思います。与謝野町公告式条例の改正でございます。条例制定本文では第1条となっております。本条例の改正は直接、機構改革には関係ございませんが、機構改革を検討し、事務の整理を行っている中で改正が必要となったものでございます。例規の改正等を行った場合は、これまで各庁舎の掲示場に掲示し、公布しておりましたが、今回の改正で本庁舎のみ掲示することとしたものでございます。野田川庁舎、加悦庁舎につきましては、これまでの告示による周知にかえまして、窓口カウンターに告示つづりを設置するなどして、住民の皆様にごらんいただけるようにしたいというふうに考えております。

次の3ページをごらんください。与謝野町組織条例の改正でございます。条例制定本文では、第2条でございます。組織条例第1条の改正では、「次の課」を「次の課等」に改め、防災安全課、子育て応援課、CATVセンターを新たに加えるとともに、岩滝地域振興課、加悦地域振興課及び野田川地域振興課を削除することとしております。

組織条例第2条では、各課の事務分掌を明記しております。総務課では、第3号の消防防災に関すること。これを削除し、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げております。

次の4ページをごらんください。税務課の次に防災安全課を追加し、消防防災、防犯、交通安全に関することとした事務分掌を明記しております。

次の5ページをごらんください。住民環境課では各庁舎に住民環境課づけ住民係を置くことから、第6号としまして、住民窓口に関することを追加しております。また、福祉課では、子育て応援課に移管する児童福祉に関することを削除しております。また、保健課の次に、新たに子育て応援課を、6ページでは下水道課の次にCATVセンターを追加し、それぞれ事務分掌を明記しております。

さらに7ページにかけましては、各地域振興課の事務分掌を削除しております。

次の8ページをごらんください。与謝野町議会委員会条例の一部改正でございます。条例制定本文では第3条となっております。委員会条例第2条では、常任委員会の所管課が明記してありますので、防災安全課、子育て応援課及びCATVセンターを加えるとともに、地域振興課を削除するものでございます。

次の9ページをごらんください。与謝野町子ども・子育て会議条例の一部改正でございます。条例制定本文では第4条でございます。子ども・子育て会議条例第7条で、同会議の庶務を福祉課と教育委員会事務局が処理することとなっておりますので、福祉課を子育て応援課に改めるものでございます。

資料10ページには、今まで申しましたイメージ図を掲出しておりますので、また、ごらんいただきたいというふうに思っております。

以上、四つの条例の一部を改正する条例としております。なお、議案書6ページの附則につきましては、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行す

るとしております。機構改革は準備期間が必要となるため、平成27年度中に行うこととしておりまして、本条例の施行日、すなわち機構改革の実施日につきましては、規則に委任することとして、機構改革実施日が決定次第、速やかに規則を制定したいというふうに考えております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第104号 与謝野町保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第104号 与謝野町保育の必要性の認定に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この議案は、子ども・子育て支援法第20条の規定により、町において保育給付の支給認定に関し、保育の必要性の基準、その他、必要な事項を定める必要があるため、この条例を制定するものでございます。

条例の制定については、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認をいただきますよう、お願いを申し上げます。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） それでは、議案第104号 与謝野町保育の必要性の認定に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

児童の保育所における入所要件につきましては、現在、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、与謝野町立保育所、保育の実施に関する条例で定めておりますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第20条の規定による保育の必要性の認定の基準を定め、平成27年度入所者児童から適用することとなったものでございます。

議案資料に基づきまして、ご説明をしたいと思いますので、資料の11ページをごらんください。現在の保育の実施に関する条例では①から⑥までのいずれかの事情による場合か、町長が特に認める場合に、家庭内での保育ができないと判断し、保育所の入所を認めてまいりましたが、今回の条例では、①から⑩までの、いずれかの事情か、町長が特に認める場合に保育所での保育の必要性を認めることとしております。

現行より対象が拡大となった部分につきまして、ご説明を申し上げます。まず、就労による要件ですが、現行では①②のとおり、日中に居宅の内外で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている場合としておりますが、新基準①では、一月の労働時間が48時間以上であれば、パートタイムや夜間労働など、家事を除く全ての労働が対象となります。

次に、親族の状況による要件でございますが、現行では⑤のとおり、長期疾病、または障害を有する同居の親族の介護としておりますが、新基準では別居の親族の介護や看護による事情も考慮されることとなります。

次に、新たに加えられた基準が6項目ございます。まず、新基準の⑥でございますが、求職活動や起業準備をしていると判断できる場合は、認定の対象とします。ただし、求職活動について

は、おおむね3カ月を区切りとして活動状況により継続入所の可否を判断したいと思います。

次に、⑦の就学についてですが、学校教育法に規定する学校、専修学校などに在学している場合は認定の対象とします。

次に、⑧の職業訓練ですが、職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校により職業訓練を受ける場合は認定の対象とします。

次に、⑨ですが、児童虐待防止法に規定する児童虐待を行っている。または、再び行われるおそれがあると判断できる場合は、認定の対象とします。

次に、⑩でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する、いわゆるDVによる就学前の子供の保育が困難と判断した場合は認定の対象といたします。

次に、⑪ですが、育児休業する場合に、既に保育所を利用している子供がいて、引き続き、その子供の継続利用が必要であると判断した場合は認定の対象といたします。

そのほか、妊娠、出産、保護者の疾病、障害、災害復旧による要件、並びに町長特認事項については、現行どおりといたします。

なお、本条例の施行と同時に与謝野町立保育所、保育の実施に関する条例は廃止といたします。

以上、説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第9 議案第105号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 議案第105号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、去る8月7日に国会と内閣に対して報告をされた人事院勧告に基づきまして、本町職員の給料、通勤手当及び勤勉手当について、所要の改正をお願いするものでございます。

本町職員の給与については、従来より人事院勧告を尊重する方針をとっておりますので、人事院勧告の内容に準拠する形で給与条例の一部改正をご提案申し上げたいというふうに思います。

この改正案につきましては、詳細を担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） ただいま町長から本案の提案説明がありましたので、引き続き私のほうから与謝野町職員の、この給与に関する条例の一部改正につきまして、その詳細をご説明申し上げます。

議案資料の15ページでございます、議案第105号資料をごらんください。今回の人事院勧告は、民間事業所の個人別給与を調査した結果、4月支給の月例級において官民格差が率にして0.27%、民間給与が国家公務員を上回っているとされ、その格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層の月例級引き上げに重点を置きつつ、給料表を改定することとし、7年ぶりの月例級の引き上げ勧告となったものでございます。

具体的には、資料でございますように、一つは一級の初任給を2,000円引き上げ、平均で0.3%引き上げを行う改定となっております。また、二つ目に、自動車等の交通用具を利用する者の通勤手当につきまして、民間の支給状況が使用距離に応じた各区分で国家公務員を10%以上、上回っていたことから、使用距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げ、さらに三つ目に賞与、いわゆるボーナスにつきまして0.17月、民間が上回ることから、こちらも7年ぶりに0.15月分引き上げることとし、勤務実績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分するとの勧告がなされております。また、これらの改正の適用時期につきましては、月例級及び通勤手当については、本年4月にさかのぼって改正し、勤勉手当につきましては12月支給を現行の100分の67.5から100分の82.5に、0.15月引き上げるよう改正し、平成27年度以降については、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように改正することとされております。

ご説明申し上げました人事院勧告の内容に適合するよう当町の給与条例の一部を改正させていただくものでございます。

以上、与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第106号 町道路線の廃止について、及び日程第11 議案第107号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第106号 町道路線の廃止につきましては、議案第107号 町道路線の認定についてと関連がございますので、一括して提案の理由を申し上げたいと思います。

整理番号1の町道堂尻線及び整理番号2の町道孫六線につきましては、それぞれ車両が通り抜け可能な道路とするため、路線を延長するものでございます。

整理番号3の町道岩屋川線につきましては、路線の起点を野田川本線から上土高校線に変更するものであり、あわせて路線の終点の位置、及び経路につきましても、現在の事業計画と整合をとるものでございます。

整理番号4の町道子安庄内線につきましては、岩屋川線の経路の見直しに伴い終点の位置を向岩屋本線本線から岩屋川線に変更するものでございます。

以上、4路線につきまして、道路法第10条第1項の規定に基づき路線を廃止し、同法第8条第1項の規定に基づき新たに路線を認定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第106号、議案第107号につきまして、説明をさせていただきますけれども、その前に議案資料の24ページをお開きいただきたいと思っております。

その部分の、町道の岩屋川線の部分でございますけれども、起点の部分の斜め左下の部分が

文字化けをしております見えにくい状況になっております。これにつきましては町道上土高校線ということで、上の土の高校線というふうなことでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第106号、議案第107号につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。既に認定をされている路線で起点、もしくは終点、または、いずれもが変更する場合ということになりますと、路線全体の性格、目的が変わるといふふうに解釈がされておまして、廃止認定の手続をとるよう国のほうから指導を受けているところでございます。このことによりまして、今回、4路線につきまして廃止認定の手続をさせていただくものでございます。

それでは、各路線につきまして、説明をさせていただきます。まず最初に、整理番号の1番の堂尻線でございます。先ほども町長のほうから説明がございましたように、終点の位置をかわるものでございます。これにつきましては、町道の豊年線というのがありますけれども、この部分の終点部分が大変狭いということと、平和通りに迂回する部分につきしても民地があるということが判明したため、行きどまりの路線ということとなっております。緊急自動車等の利便性が確保できないというふうなことが指摘をされておりました。このことから、今回、都市機能用地を利用いたしまして、迂回路をつくらせていただいたものでございまして、この迂回路路線を堂尻線ということとしたため、終点の位置が変わるといふような状況でございます。

次に、整理番号の2番でございますけれども、町道の孫六線につきましては、以前から府道宮津養父線から孫六線に進入した車は、岩屋川線の管理道を通りし、府道の野田川加悦線に通り抜けていったというのが実態でございまして、岩屋川の改修によりまして管理道が狭くなったため、地域のほうから広げてほしいというふうな要望があったものでございます。今回、隣接の所有者の方とも協議が整いましたことから、終点の位置を変更したいというふうにご検討しているものでございます。

次に、整理番号の3番の岩屋川線でございます。議案資料では、起点は町道の野田川本線とし、終点は府道の宮津養父線となっているわけでございますけれども、先ほども説明がございましたように、24ページの部分におきまして起点付近の詳細を確認いたしましたところ、野田川本線と町道の上土高校線の間には岩屋川線のほかに町道の上土線が重複しておるといふようなことが判明いたしましたので、今回、岩屋川線の起点を変更させていただくというふうにするものでございます。

なお、終点部の府道宮津養父線の接続部分につきましても、既に接続地点が変更しておりますことから、住所地の見直しを行っているところでございます。

次に、整理番号の4番の町道の子安庄内線につきましては、先ほども町長のほうからの説明もございましたように、岩屋川線と重複している部分がございますので、この部分につきましても、子安庄内線の終点を変更させていただくというふうな内容でございます。

以上が、今回の改正点でございます。何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第108号 三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第108号 三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げたいと思います。

この議案につきましては、第59回平成26年9月議会定例会において議決をされ、締結をした三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の変更を提案させていただきまして、34万1,280円の増額と提案をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第108号の部分につきまして、変更の部分について、説明をさせていただきます。

まず、最初に嘉久屋橋についてでございます。この部分につきましては、伸縮装置の取りかえを行うというふうなことをしておりましたけれども、再度、この伸縮装置の確認をさせていただきますと、架設をしましてから20年が経過しておりますけれども、伸縮性は十分に保たれているというふうに判断をいたしましたので、今回、伸縮装置の部分につきましては廃工とさせていただきますというふうに考えております。また、高欄塗装工につきましても、塗装の剥離状態が非常に悪いというふうなことで、再度、塗装を行うのがよいのか。それとも、この際、取りかえをしてしまうのがよいのかというふうなことを、もう少し調査をさせていただきたいというふうなことから、今回の部分につきましては、この高欄の塗装工の部分については省かせていただきたいというふうに思っております。

次に、嗎橋についてでございます。伸縮装置の補修ということを今回、上げさせていただいておりますけれども、現地のほうで土砂等の取り除きをすれば、十分に機能保持ができるというふうなことから、伸縮装置の清掃をさせていただきたいというものでございます。

次に、橋梁塗装工についてでございます。桁の塗装を行うもので、既設の塗料やさびを剥離をいたしまして、その後、再度、塗装をするというふうなことを計画しておりましたけれども、既設の塗装の、塗装を今、鉛系の鍍材が使用されているというふうなことから、平成26年5月30日付で厚労省の労働基準局の化学物質対策課より鉛等の有害物を含む塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止についてというふうな通達が出されました。このことによりまして、化学物質対策課のほうからQ&Aにおいても、今回のケレン等での剥離では、防塵マスクをしていても管理濃度以上の鉛を吸い込むということがありまして、非常に危険だというふうな状況でございました。このような通達が我々のほうとしても出されていると確認しておりませんでしたので、大変申しわけないというふうに思っております。その後の調査で環境配慮型のアルコール系の塗装剥離剤を使えば、こういったことはなくなるだろうというふうなことを言われておりますけれども、まだ、確立をされたようなものではございませんし、また、従来の方法と比べますと非常に高額となるというふうなことがございましたので、関係機関と協議をさせていただきました。

京都府のほうでも鉛系を使用した橋梁の耐震工事があるというふうで耐震する上で必要な部分

だけを今回のアルコール系の塗膜剥離剤を使用し、大半の部分につきましては、後年度に見送りをするというふうなことを言われておりまして、本町におきましても、同様の方法を取りまして、全国的な問題でもあることから、ある程度、方向性が定まった時点で実施をさせていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

このような状況も踏まえまして、ほかの橋梁の部分につきましても精査をさせていただきまして、今回、新たに滝川橋につきまして、高欄部分がガードレールというふうなことから非常にさびが発生しているというふうなことから、今回、この高欄部の取りかえを新たに追加させていただくものでございます。

以上が、今回の変更の内容でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第109号 災害復旧事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第109号 災害復旧事業の施行について、提案理由をご説明申し上げます。

本年8月に発生をいたしました台風11号豪雨により被災をした農地の復旧工事につきまして、町営で行う災害復旧事業実施に当たり早急に事業着手をすることとし、応急工事計画を定め、京都府知事に報告をするため、議会の議決を求めらるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） それでは、議案第109号 災害復旧事業の施行についての詳細をご説明申し上げます。

土地改良法第96条の4の規定で準用する同法第88条第1項の規定におきましては、災害のため急速に農用地、または、土地改良施設の災害復旧事業を行う必要がある場合には、市町村は当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、その事業を行うことができるとされております。その応急工事計画につきまして、ご説明申し上げます。

事業名は与謝野町営災害復旧事業、事業の種類は農地、農業用施設災害復旧事業、施行位置は議案資料の32ページの位置図にお示しをしておりますが、与謝野町字温江地内の1カ所でございます。

内容につきましては、議案書22ページからの別紙1及び2をご参照願います。事業量は、田の面積が0.23ヘクタール、復旧延長52メートル、工事費は486万円でございます。資金計画は府補助金が50%の243万円、町の一般財源が194万4,000円、分担金が10%の48万6,000円となっております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後 0時07分)

(再開 午後 0時08分)

議長(今田博文) 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、日程第14 議案第110号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) それでは、議案第110号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は2億4,532万2,000円を追加をし、総額を122億679万6,000円とするものでございます。まずは、歳出の各科目で共通をして計上しております職員人件費につきましてご説明を申し上げます。

一般会計では、総額で335万2,000円を減額いたしております。これは、さきに提案をいたしております、職員の給与に関する条例の一部改正にあります、平成26年度人事院勧告に伴う給与改定のほか、職員の退職、人事異動等による増減、時間外手当の増額によるものでございます。

それでは、ほかの歳出の主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。21、22ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、機構改革事業は、平成27年度中の実施を予定をいたしております機構改革に伴い必要となります3庁舎の改修工事の実施設経費のほか、野田川庁舎本館の解体等工事の基本設計経費を総額302万4,000円追加をいたしております。

次に、23、24ページの第12目有線テレビ管理費、有線テレビ施設管理運営事業では、関西電力やNTT柱の移設などに伴う光ケーブル移設工事費などが多く発生をいたしたため、第15節工事請負費を421万2,000円追加をいたしております。

次に、27、28ページの第4項選挙費、第6目京都府議会議員選挙費は、来年4月に執行されます京都府議会議員選挙の、平成26年度執行分として384万8,000円を追加をいたしております。

次に31、32ページをお開き願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害福祉費、障害福祉サービス事業は、第20節扶助費、自立支援給付費を、今後の給付見込みから5,370万円追加をするなど、総額で5,414万2,000円追加をいたしております。

次のページ、障害福祉費一般経費は平成25年度の自立支援給付費などの精算により返還金を1,462万5,000円追加をいたしております。

次に35、36ページから次のページにかけての第2目児童福祉施設費、保育所管理運営事業では、平成26年4月からの臨時職員賃金の単価改正分のほか、勤務実態による今後の見込みから保育士、給食作業員賃金を追加するなど、総額で1,963万円を追加いたしております。

次の39、40ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目環境衛生費、地球温暖化対策事業では、第13節委託料、設計委託料を200万円追加をいたしております。これは京都府

が国の補助金を活用し、府内市町村の避難施設に、緊急時の電力確保を図るため太陽光パネルと蓄電池設備を整備をいたします、京都府避難施設等緊急時電力確保促進事業を進められております。本事業は平成27年度が最終年度となり、与謝野町におきましても避難施設であります、「野田川わーくばる」に設備整備を、平成27年度に実施をしていきたいと考えておりまして、当初10月臨時会の全員協議会におきましては、予備費充当で対応したいと申し上げておりましたが、年度内の実施設計の完了に向け、今回の補正予算に間に合いましたので、実施設計委託料を追加するものでございます。

次に43、44ページをお開き願います。第6款農林水産業費、第1項農業費、第4目農地費、農業用施設整備事業は、老朽化をしている下山田井堰の更新経費を6月補正予算で計上いたしておりましたが、測量設計を進めた結果、当初はファブリダムの袋体のみを更新する予定でしたが、袋体に空気を注入する、また、排出をする「注排気管」も老朽化が進んでおり更新が必要となったことから、第15節工事請負費を3,400万円追加をいたしてしております。

次に47、48ページ、第7款商工費、第2目商工振興費では、産業振興事業で第19節負補交、産業振興補助金を300万円追加をいたしてしております。これは、協同組合加悦谷ショッピングセンターから、ショッピングセンター「ウィル」の大規模施設改修に対しまして、商店街等整備活性化支援補助金の申請がありましたので、産業振興補助金を追加するものでございます。

次に、与謝野ブランド戦略事業では、与謝野ブランド戦略会議で協議が進められております、タウンプロモーション及び先進地視察を展開するための必要経費を総額109万3,000円を追加いたしてしております。

次のページであります第4目観光費、海の京都・美心与謝野事業では、野田川駅のトイレの改修経費を6月補正予算で計上いたしておりましたが、トイレのバリアフリー化のために、当初予定をしていなかった多目的トイレの設置などを設計に盛り込んだ結果、予算に不足が生じることとなってしまいましたので、工事請負費など総額で498万円を追加をいたしてしております。

次に55、56ページから次のページにかけての第9款消防費、第1目常備消防費では、常備消防組合負担金を5,718万7,000円追加をいたしてしております。これは、消防組合において平成26年、27年度の2力年で整備が進められてきておりますデジタル防災無線、高機能消防司令センター整備の平成26年度負担金となるもので、財源といたしましては、与謝野町では合併特例債を、宮津市、伊根町では、過疎債を活用することといたしてしております。

次に、第5目災害対策費、豪雨災害対策事業は、総額で777万8,000円を追加をいたしてしております。これは台風18号・19号に伴う豪雨により土砂が堆積をした沈砂枮等の浚渫や水路、法面等の修繕が必要になったものでございます。

次に59、60ページの第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費では、小学校管理運営事業を313万3,000円を追加いたしてしております。消耗品、光熱水費などをはじめ管理運営経費を追加するものでございます。

次に69、70ページから次のページにかけての第11款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費、第2目農地災害復旧費は、台風11号により被災を受けた谷垣農地の復旧工事費など総額で631万円を追加いたしてしております。第3項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋りょう災害復旧費では、台風19号により被災を受けた加悦奥の田尻線道路災害復旧工事費を

300万円追加をいたしております。第14款予備費は14万7,000円を追加し、調整をいたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。13、14ページをお開き願います。第9款地方交付税で普通交付税を5,900万円追加をいたしております。第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第2節障害福祉費負担金は、障害者自立支援給付費負担金を2,595万円追加をいたしております。歳出でもご説明をいたしましたとおり、自立支援給付費の追加に伴うものであり、同様に府負担金も負担割合に応じて1,297万5,000円を追加をいたしております。

次のページ、第14款府支出金、第2項府補助金、第3目衛生費府補助金では、避難施設緊急時電力確保推進事業費補助金を200万円追加をいたしております。これは先ほど歳出でもご説明をいたしましたとおり、野田川わくばるに太陽光パネル、蓄電池設備を設置するための実施設計経費に対する補助金で、歳出と同額を追加をいたしております。第5目農林水産事業費府補助金、第1節農業費補助金では、基盤整備促進事業補助金を2,040万円追加をいたしております。これは、歳出でもご説明をいたしましたとおり、下山田ファブリダムの改修工事費の増額に対する補助金で、国府合わせて事業費の60%の補助金が交付をされるものでございます。第3項委託金、第1目総務費委託金は京都府議会議員選挙委託金を384万円追加をいたしております。第18款繰越金では、前年度繰越金を1,936万2,000円を追加をいたしております。第19款諸収入、第4項雑入では、平成25年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算金を813万4,000円を追加いたしております。

次のページの第20款町債は総額で7,740万円を追加をいたしております。歳出で説明をいたしました各事業に町債を発行するもので、農業施設整備事業債、消防施設整備事業債、災害復旧事業債などを追加するものでございます。

また、8ページには「第2表地方債補正」を計上し、同額を追加あるいは変更いたしております。以上が、平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第111号 平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第111号 平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は630万円を追加をし、総額を7億7,197万8,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明を申し上げます。13、14ページをお開き願います。第1款総務費、第1目一般管理費職員人件費につきましては、平成26年人事院勧告に伴う給与改定、人事異動等により総額で143万5,000円を追加いたしております。第2款維持管理費、施設管理事業では経年劣化による浄水場設備の破損などが多く発生をいたしましたので、第11節需用費、

修繕料を360万円追加をいたしております。第3款改良費、簡易水道改良事業では、温江地区内において下水道工事に伴い支障がある水道管の布設がえが必要になったことから、第15節工事請負費を380万円追加をいたしております。第5款予備費は253万5,000円を減額し、調整をいたしております。以上が、歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第6款繰入金は、一般会計繰入金を収支不足から250万円追加をし、調整をいたしております。第9款町債は、下水道配水管布設替事業債を380万円追加をいたしております。

なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第112号 平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第112号 平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は208万9,000円を増額し、総額を17億4,068万9,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明を申し上げます。12、13ページをお開き願います。第1款総務費、第2款維持管理費、14、15ページ、第3款事業費では、職員人件費を平成26年の人事院勧告に伴う給与改定などにより、それぞれ追加、あるいは減額をし、総額で141万円を追加をいたしております。その他といたしましては、第2款維持管理費では、公共・特環、それぞれ第13節委託料に下水道等事業包括的の民間委託導入可能性予備調査委託料を、総額で250万円追加をいたしております。この調査委託につきましては、昨年、施設管理や事務の民間委託の可能性について検討していくこととし、予算計上しておりましたが、発注方法の再検討により先送りをしていましたものでございます。その後、先進地を視察するなど、調査研究をした結果、与謝野町のように下水道の終末処理場を持たない下水道事業においては、民間委託するスケールメリットが働かないおそれがあるため、まず、下水道事業のほか、上水道も含めた事業連携を模索する必要があると考え、今回、予備調査経費を追加するものでございます。

次のページ、第4款公債費、第2目利子は町債、利子償還金、資本費平準化債、利子償還金など、公共・特環合わせて、総額で219万9,000円を減額いたしております。第5款予備費は42万5,000円を減額をし、調整をいたしております。以上が、歳出でございます。

次に、10、11ページの歳入でございますが、第6款繰越金は、前年度繰越金を208万9,000円追加をいたしております。

以上が、平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第113号 平成26年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第113号 平成26年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は6,000円を追加をし、総額を4,160万6,000円とするものでございます。

歳出からご説明を申し上げます。12、13ページの第1款総務費、第2款維持管理費では、職員人件費を平成26年人事院勧告に伴う給与改定等により追加をし、総額を2万6,000円追加をいたしております。第4款公債費は、資本費平準化債の元金及び利子、償還金を総額で20万1,000円を減額をいたしております。第5款予備費は12万1,000円を追加をし、調整をいたしております。以上が、歳出でございます。

次に、10、11ページの歳入でございますが、第6款繰越金は、前年度繰越金を6,000円追加をいたしております。

以上が、平成26年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第114号 平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第114号 平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では52万5,000円を追加をし、総額を25億7,488万4,000円とするものでございます。また、サービス事業勘定は27万5,000円を減額をし、総額を1,574万6,000円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出について、ご説明を申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は9月までの実績から、今後の見込みを立て追加、あるいは減額をするものでございまして、総額で1,148万7,000円を減額しております。

次のページ、第2項介護予防サービス等諸費についても、9月までの介護予防サービス利用実績から今後の見込みを立て追加をするもので、総額で1,148万7,000円を追加をいたしております。第8款予備費は52万5,000円を追加をし、調整をいたしております。

次に、10、11ページの歳入でございますが、第5款府支出金、第2項府補助金は、今年度実施をしております介護事業計画の策定に係る経費に対して補助金の交付決定がありましたので、市町村高齢化対策推進事業費補助金を52万5,000円追加をいたしております。

次に、サービス事業勘定について、ご説明を申し上げます。26、27ページの歳出をお開き

願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では職員人件費を平成26年人事院勧告に伴う給与改定等により、それぞれ追加、あるいは減額をし、総額で21万円を追加をいたしております。第2款事業費、第1項居宅サービス事業費は、今後の支出見込みから計画策定委託料を40万円減額をいたしております。第3款予備費は8万5,000円を減額し、調整をいたしております。

24、25ページの歳入では、第2款繰入金では、一般会計繰入金を収支不足から40万円を追加をし、調整をいたしております。第3款繰越金、前年度繰越金を67万5,000円を減額しております。

以上が、平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第115号 平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第115号 平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では99万9,000円を追加をし、総額を28億643万7,000円とするものでございます。また、直営診療所勘定では29万5,000円を追加をし、総額を8,579万3,000円とするものでございます。

それでは、まず、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。12、13ページをお開き願います。第3款後期高齢者支援金などから第6款介護納付金まで、それぞれの確定に伴い追加、あるいは減額をいたしております。

次のページ、第8款保健事業費、第1目特定健康診査など事業費では職員人件費を平成26年の人事院勧告に伴う給与改定等により、それぞれ追加、減額をし、総額で15万1,000円を追加をいたしております。第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金は第23節償利割で返還金を5万1,000円追加をいたしております。これは平成25年度の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の精算によるものでございます。第12款予備費は80万7,000円を追加をし、調整をいたしております。

続きまして、歳入について、ご説明を申し上げます。10、11ページをお開き願います。第6款前期高齢者交付金は交付額の確定により219万円を減額いたしております。第11款繰越金は前年度繰越金が確定をいたしましたので317万7,000円を追加をいたしております。以上が、事業勘定でございます。

次に、直営診療所勘定の歳出について、ご説明を申し上げます。28、29ページをお開き願います。第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費は、職員人件費を平成26年人事院勧告に伴う給与改定等により、それぞれ追加、あるいは減額をし、総額で17万1,000円を追加をいたしております。同じく第1目一般管理費一般経費では第7節賃金を8万3,000円を追加をいたしております。第5款予備費は4万1,000円を追加をし、調整を

いたしております。

続きまして、歳入につきまして、ご説明を申し上げます。26、27ページをお開き願います。第6款繰越金は前年度繰越金が確定をいたしましたので、29万5,000円を追加をしております。

以上が、平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第116号 平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第116号 平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は46万4,000円を追加をし、総額を2億8,198万5,000円とするものでございます。

まずは、歳出からご説明を申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款後期高齢者医療広域連合納付金は保険料軽減対象者数の増加見込みにより第19節負補交、保険基盤安定負担金を46万4,000円追加をいたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明を申し上げます。10、11ページをお開き願います。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金を46万4,000円を追加をいたしております。

以上が、平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第117号 平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第117号 平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は収益的支出並びに資本的支出の補正でございます。まずは収益的支出からご説明を申し上げます。5、6ページをお開き願います。収益的支出は第1款水道事業費用、第1項営業費用で職員給与費を平成26年人事院勧告に伴います給与改定等により追加をするほか、施設の電力料、公用車のガソリン代を追加いたしております。また、平成25年度の固定資産取得価格の確定により有形固定資産減価償却費を修正追加をいたしております。

次に、資本的支出について、ご説明を申し上げます。7、8ページをお開き願います。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目拡張改良費、第2節工事請負費で取水ポンプ更新工事費を追加いたしております。これは男山第一水源にございます取水ポンプが故障したことに伴い更

新を行うものでございます。

以上が、平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。
山添町長。

町 長（山添藤真） すみません。先ほど提案をいたしました議案第114号の与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、訂正をお願いいたしたいというふうに思います。

先ほどサービス事業勘定は27万5,000円を追加をしというふうに申し上げましたが、正しくは27万5,000円を減額ということでございますので、訂正のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（今田博文） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、12月9日午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

ご苦勞さんでした。

（散会 午後 0時44分）